

議案第 8 号

杉並区立コミュニティふらっと条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 9 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立コミュニティふらっと条例の一部を改正する条例

杉並区立コミュニティふらっと条例（令和 2 年杉並区条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 杉並区立コミュニティふらっと永福の項の次に次のように加える。

杉並区立コミュニティふらっと成田	杉並区成田西一丁目 2 8 番 1 8 号
------------------	-----------------------

別表第 2 杉並区立コミュニティふらっと馬橋の部の次に次のように加える。

杉並区立コミュニティふらっと成田	第 1 集会室	1, 0 0 0 円	7 0 0 円	7 0 0 円	2 0 0 円
	第 2 集会室	1, 0 0 0 円	7 0 0 円	7 0 0 円	2 0 0 円
	第 3 集会室	1, 4 0 0 円	9 0 0 円	9 0 0 円	3 0 0 円
	多目的室	3, 2 0 0 円	2, 1 0 0 円	2, 1 0 0 円	8 0 0 円

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区立コミュニティふらっと条例別表第 2 に規定する杉並区立コミュニティふらっと成田の施設の使用の承認その他のこの条例の施行の日以後の使用に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。
- 3 杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例（昭和 5 7 年杉並区条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 ゆうゆう館の部杉並区立ゆうゆう浜田山館の項を削る。

- 4 杉並区行政財産使用料条例（昭和 5 0 年杉並区条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2（3）荻窪区民事務所の項中

荻窪会議室	洋室	72.0	2,500円	1,600円	1,600円	600円	を
	和室	52.4	1,700円	1,100円	1,100円	400円	
成田会議室	洋室	54.0	1,700円	1,100円	1,100円	400円	」

荻窪会議室	洋室	72.0	2,500円	1,600円	1,600円	600円	に
	和室	52.4	1,700円	1,100円	1,100円	400円	

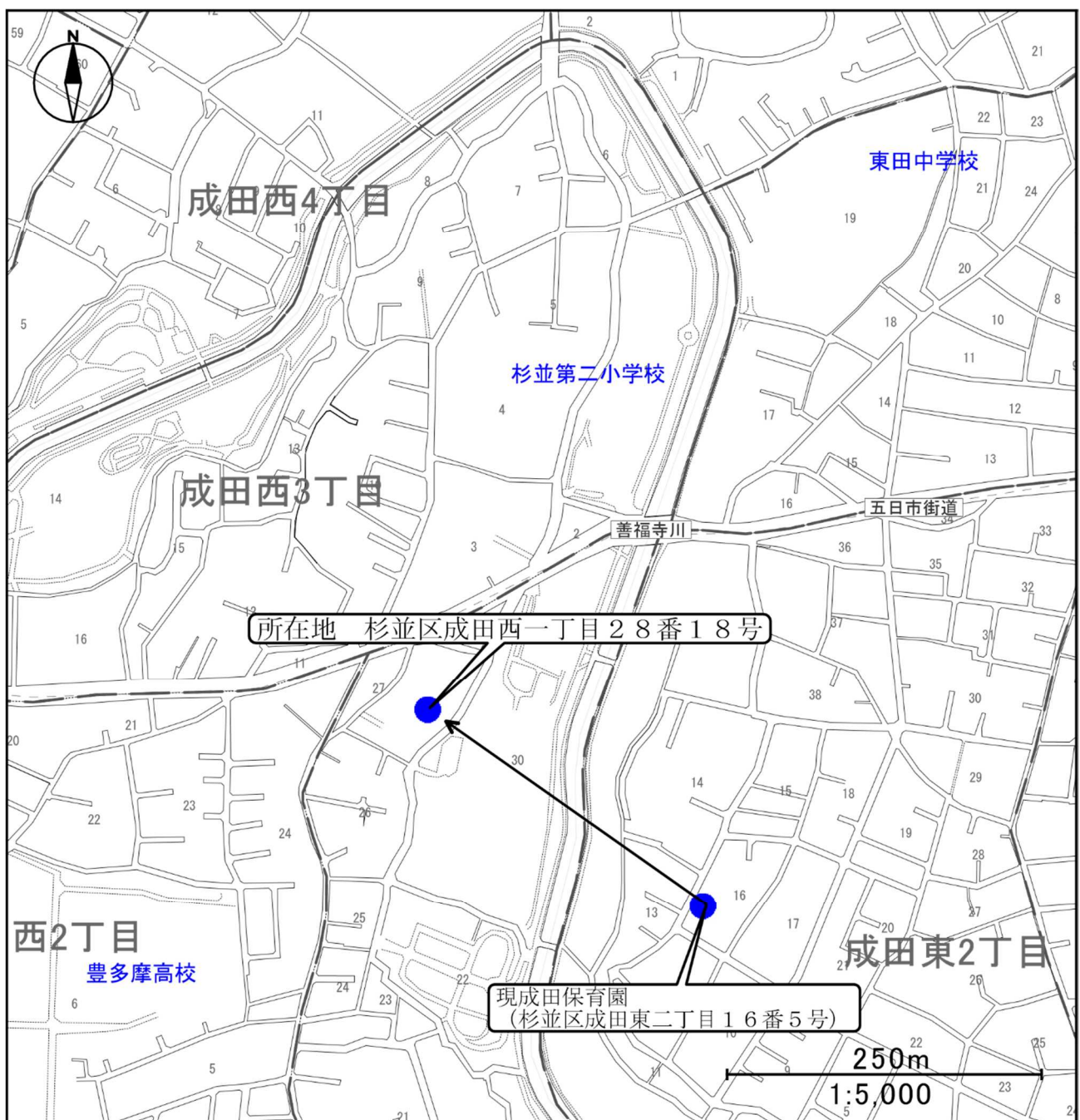
改め、同表（8）杉並区立ゆうゆう浜田山館の項を削る。

（提案理由）

コミュニティふらっと1箇所の設置に伴い、その名称及び位置等を定める等の必要がある。

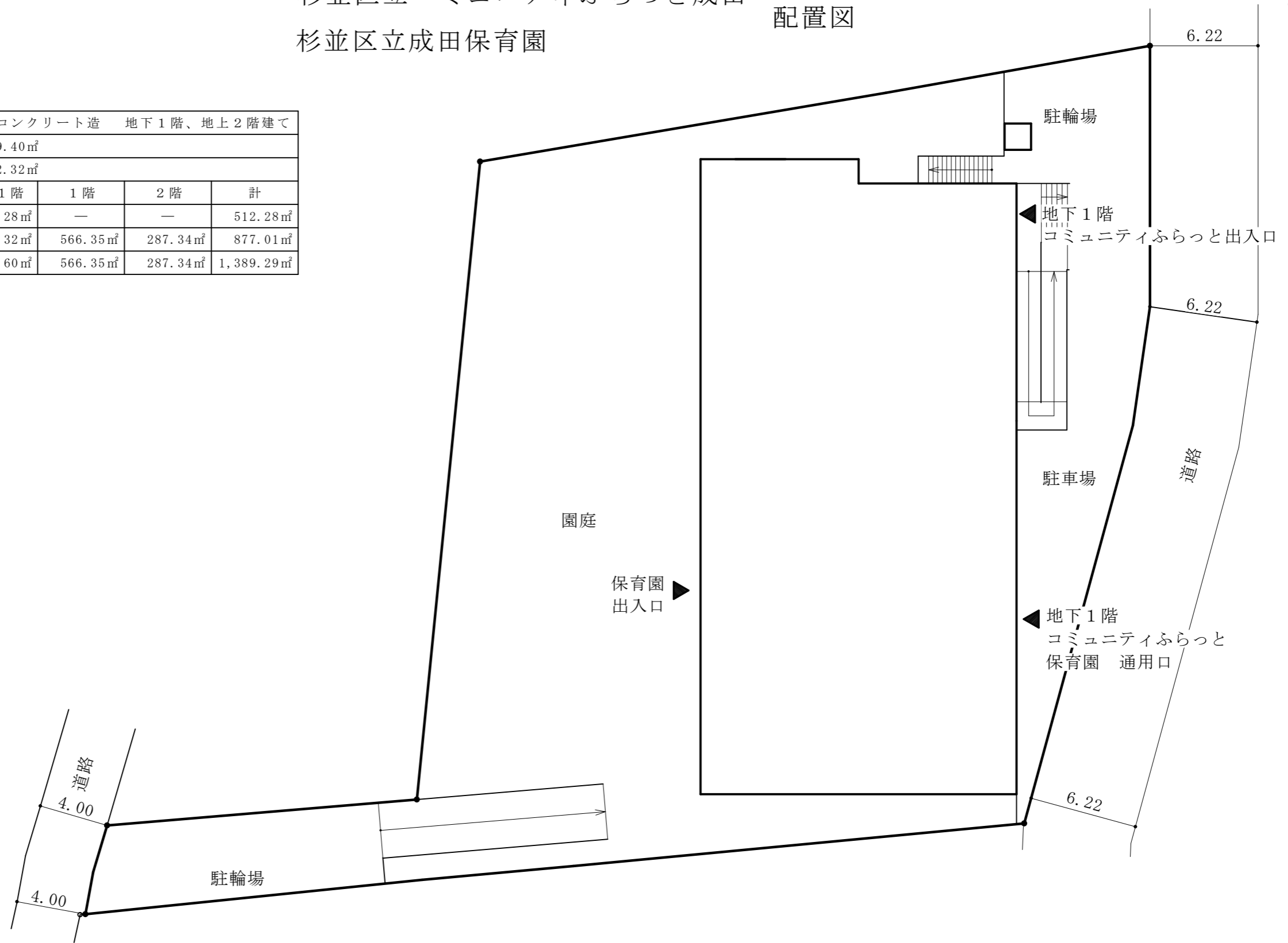
案内図

杉並区立コミュニティふらっと成田
杉並区立成田保育園

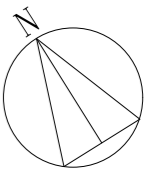


杉並区立コミュニティふらっと成田
 杉並区立成田保育園
 配置図

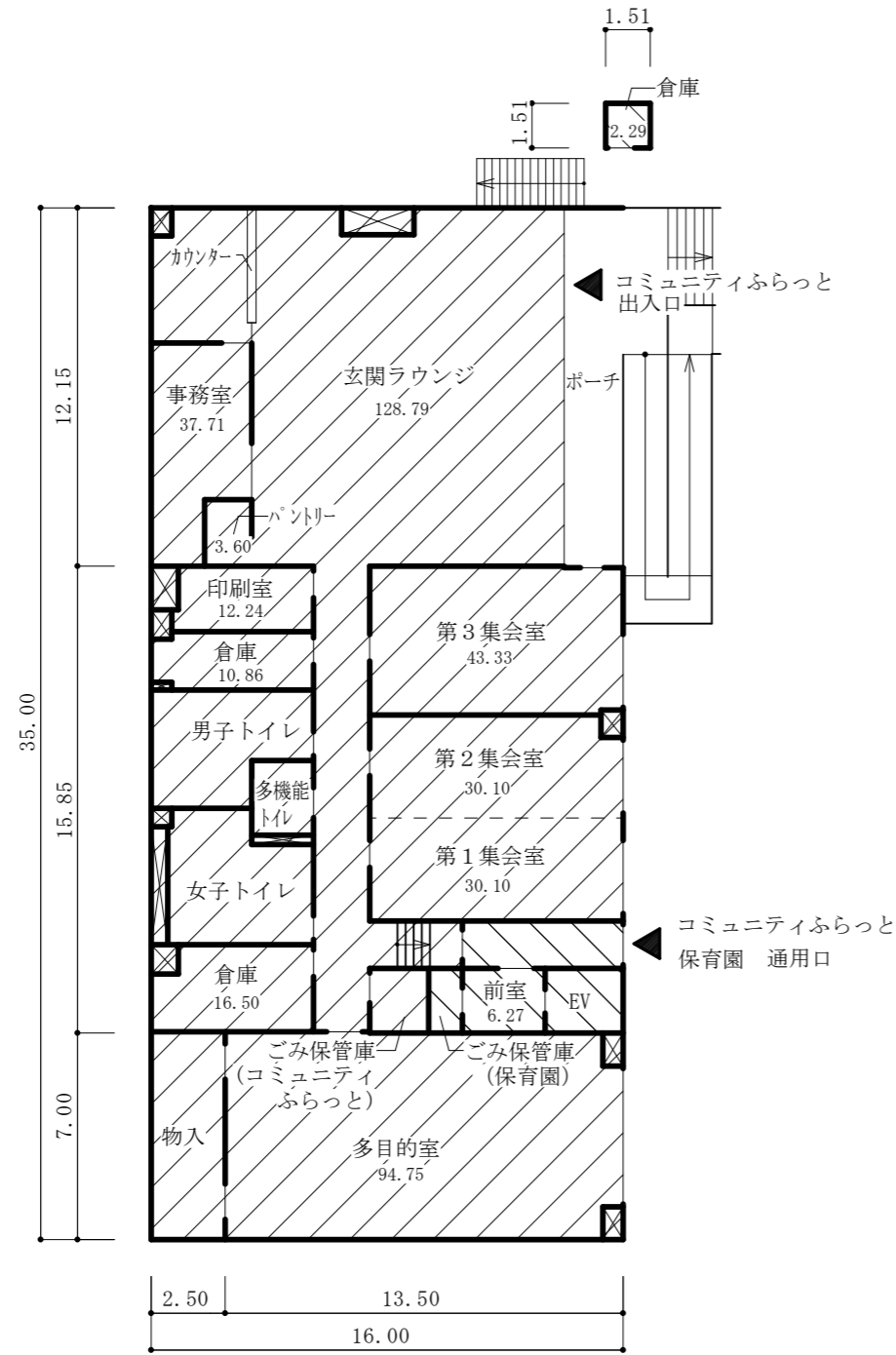
構造	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上2階建て				
敷地面積	1,719.40㎡				
建築面積	612.32㎡				
延床面積	地下1階	1階	2階	計	
	コミュニティふらっと成田	512.28㎡	—	—	512.28㎡
	成田保育園	23.32㎡	566.35㎡	287.34㎡	877.01㎡
	計	535.60㎡	566.35㎡	287.34㎡	1,389.29㎡



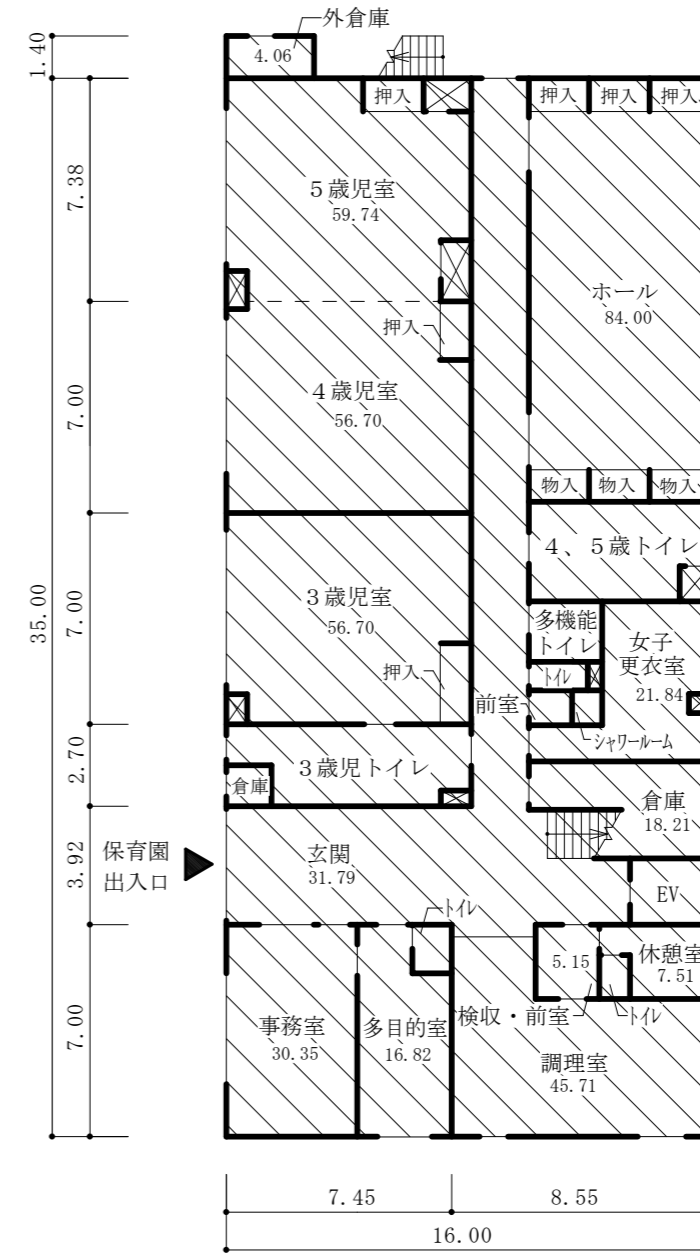
- 凡例
 注1 ▶ は、主要出入口を示す。
 注2 → は、階段又はスロープの上がり方向を示す。
 注3 寸法の単位は、mとする。



杉並区立コミュニティふらっと成田
 杉並区立成田保育園
 平面図



地下1階平面図

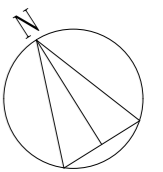


1階平面図

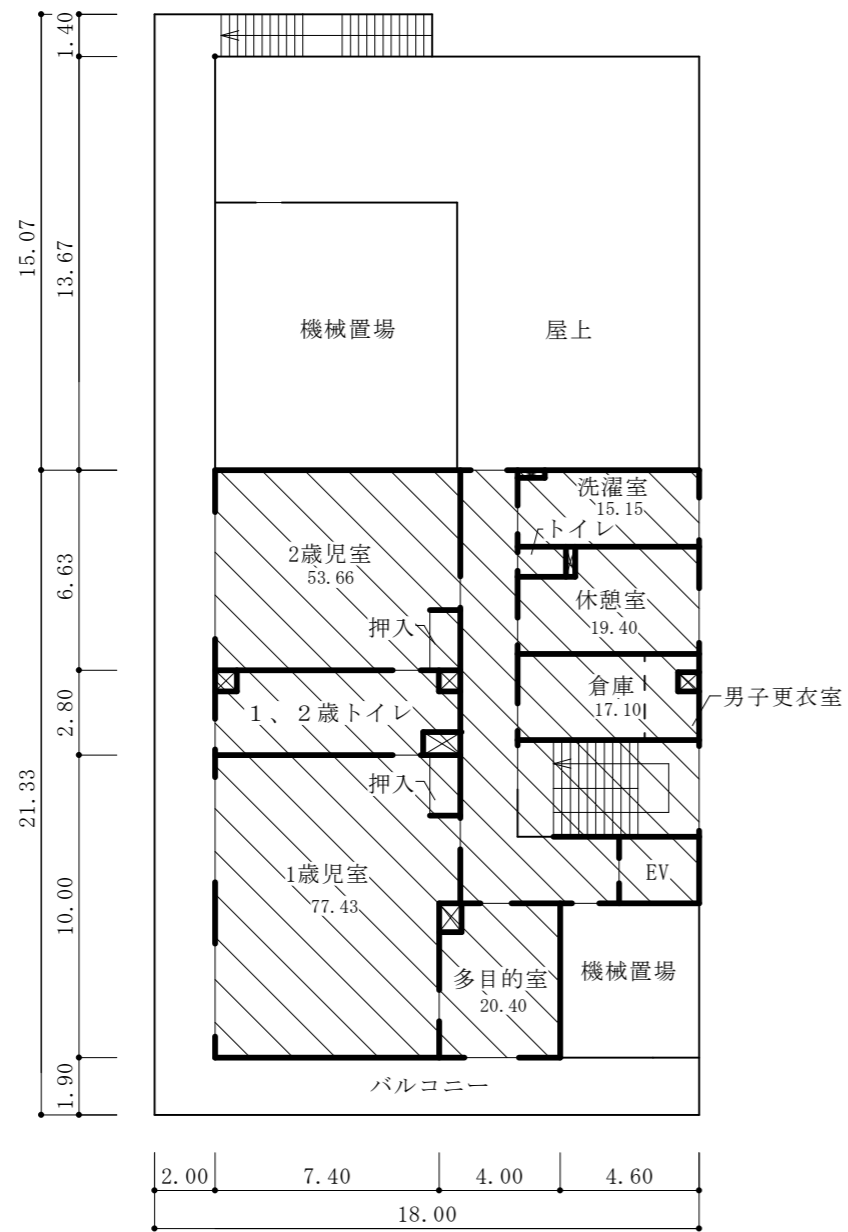
- 凡例
 注1 は、主要出入口を示す。
 注2 は、パイプスペースを示す。
 注3 は、階段又はスロープの上がり方向を示す。
 注4 寸法の単位は、mとする。
 注5 各室の数字は、面積(m²)を示す。

: コミュニティふらっと成田

: 成田保育園

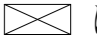
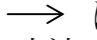


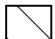
S = 1 / 250

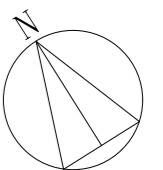


2階平面図

凡例

- 注1  は、パイプスペースを示す。
- 注2  は、階段の上がり方向を示す。
- 注3 寸法の単位は、mとする。
- 注4 各室の数字は、面積(m²)を示す。

 : 成田保育園



S = 1 / 250